

国海査第 284 号
令和 2 年 12 月 8 日

一般社団法人 日本船舶品質管理協会
専務理事 澤山 健一 殿

国土交通省海事局
検査測度課長
(公印省略)

アクリル酸メチル及びメタクリル酸メチルの運送要件について

令和 3 年 1 月 1 日に予定される改正液体化学薬品ばら積の運送のための船舶の構造・設備に関する国際規則の発効に併せ、国際海事機関から「アクリル酸メチル」及び「メタクリル酸メチル」に係る新たな運送要件が回章(文書番号: PPR. 1/Circ. 9) されました。これに伴い、国内では下記のとおり運送要件を定めることと致しますので、関係各位へ周知頂きますようお願い申し上げます。

記

1. アクリル酸メチル及びメタクリル酸メチルの運送要件

PPR. 1/Circ. 9 を踏まえ、「アクリル酸メチル」及び「メタクリル酸メチル」の運送に際しては、令和 3 年 1 月 1 日から施行する改正「船舶による危険物の運送基準等を定める告示」の別表第 8 の 3 (以下「別表第 8 の 3」という。)に規定する要件のほか、別紙 1 の要件(マーカ一部分が追加要件)を満足するように措置してください。

2. 今後の予定

「アクリル酸メチル」及び「メタクリル酸メチル」は令和 2 年 12 月に回章される文書番号 MEPC. 2/Circ. 26 に事前査定物質として掲載される予定とされており、船舶による危険物の運送基準等を定める告示の次回改正に合わせて、上記 2 物質の運送要件を同告示別表第 8 の 3 へ取り込む予定です。

なお、別表第 8 の 3 について上記 2 物質の運送要件を取り込む改正が行われ、その効力が生じたときは、本通達を廃止します。

以上

別紙1

品名		危険性	船型	タンク型式	通気装置	環境制御	電気設備			計測装置	ガス検知装置	消火剤等	材料	呼吸及び目の保護	特別要件
日本語名	英語名						分類	グループ	引火点>60℃						
アクリル酸 メチル	Methyl acrylate	S/P	3	2G	制御	不要	T1	II B	No	密閉	F-T	A, C		不要	1. 12, 1. 13, 1. 17, 1. 19, 2. 1, 2. 2
メタクリル酸 メチル	Methyl methacryl ate	S/P	3	2G	制御	不要	T2	II A	No	制限	F	A, C		不要	1. 13, 1. 19. 6, 2. 1, 2. 2

※色づけ箇所は、PPR. 1/Circ. 9により追加された要件であることを示す。